

国民健康保険運営協議会に関連する内規及び法令抜粋

武蔵野市国民健康保険運営協議会会長及び会長代行の選挙の実施に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第5条の規定に基づき、武蔵野市国民健康保険運営協議会会長及び会長代行（以下「会長等」という。）の選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙期日)

第2条 会長等の選挙は、これを行うべき理由が生じた日から原則30日以内に行う。

(選挙)

第3条 会長等の選挙は、市長が委員に選挙の実施を通知し、投票日7日前までに被選挙権を有する委員から立候補を募り、委員を招集して、参集した委員により行う。

2 候補者は、投票前に委員に対し、文書又は口頭で意見を述べることができる。

3 第1項の選挙は、単記無記名投票によるものとし、最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。この場合において、くじを引く順序は、年長順とする。

(無投票当選)

第4条 候補者が一人であるときは、投票は行わない。

2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、当該候補者を当選人とし、委員に周知するものとする。

(郵便による選挙)

第5条 委員を招集することが困難な場合は、第3条第1項の選挙及び第4条第2項の規定による周知は、郵便で行うことができる。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、会長等の選挙について必要な事項は協議会で定める。

付 則

この内規は、平成19年2月8日から施行する。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条（略）

2 （略）

3 前2項に定める協議会は、第2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）（抄）

（国民健康保険運営事業の運営に関する協議会の組織）

第3条（略）

2 （略）

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。